

## 建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成22年7月30日(金曜日)  
午後2時08分～午後2時48分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員 長                      馬屋原 眞 一 副委員 長  
河 村        淳 委 員                      田 邊 諄 祐 委 員  
下 井 克 己 委 員                      萬 代 泰 生 委 員  
有 道 典 広 委 員                      秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 村 上 健 二 委 員                      岩 本 明 央 委 員
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長                      岩 崎 敏 行 主 査  
岡 崎 基 代 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村 田 弘 司 市                      長 林        繁 美 副 市 長  
伊 藤 康 文 建設経済部長 齊 藤        寛 建設経済部次長  
矢田部 繁 範 建設経済部建設課長 秋 枝 秀 稔 建設経済部農林課長

午後 2 時 0 8 分開会

委員長（佐々木隆義君） まず持って、7月15日の大雨によります被害を受けられた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。それでは只今より建設観光委員会を開催いたします。先程の本議会におきまして本委員会に付託されました議案1件につきまして審査をいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それではこれよりただちに審査を始めます。議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の本委員会所管について執行部より説明を求めます。はい、秋枝農林課長。

建設経済部農林課長（秋枝秀稔君） 農林課ではこの度の災害につきまして、農林施設災害復旧費の補正をお願いしております。歳出でいきまして、2 - 14、15ページをご参照頂きますようお願いいたします。まず歳出でございますが、災害復旧で国へ申請するための農業関係の測量、約400件分の測量費として測量設計委託料としまして1億8,157万5,000円を計上しております。それから災害の復旧のお手伝いといたしまして、8ヶ月分3名の臨時雇いを386万5,000円と、それからその関係の雇用保険料と社会保険料を52万2,000円計上いたしております。それから災害復旧対策費対策室を設置いたしますのでその関係の費用といたしまして、建物を借ります。これによりましてその建物の経費といたしまして、電話、水道等の経費、事務機器の経費といたしまして、合計150万8,000円を計上しております。消耗品、光熱水費、通信運搬費等、それから下水道使用料、それから事務機器借上料、庁用一般部品、電算機器等でございます。合計150万8,000円の計上いたしております。

それから歳入につきましては、2 - 10、11ページをお願いいたします。この中段でございますが、分担金及び負担金の分担金であります。3災害復旧費分担金ということで19万5,000円をお願いしております。これは先程説明いたしました3名の方の臨時雇いの方に伴う社会保険料の負担金であります。以上で農林関係を終わります。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは土木施設災害復旧費といたしまして、2 - 16、17ページをお開き下さい。土木災害復旧費といたしまして、補正額3,565万2,000円をお願いするものでございます。その内訳といたしま

して、災害復旧工事費を12件、3,360万円、それと庁舎の一般備品として7万5,000円、電算機器等で95万円を計上して、合計といたしまして3,565万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、2-10、11ページをお開き下さい。14款国庫支出金でございます。災害復旧国庫負担金といたしまして2,240万円ともう1枚目めくられまして2-13ページに災害復旧事業債、土木施設災害復旧事業債として1,220万円を計上しております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 以上で説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） ちょっと具体的にお聞きしたいんですけど。川東、江の河原地区の田んぼが荒れてるわけですけど、これは将来区画整理をやられると思うんですね。被害者のほうの意見なんですけど、この整備のほうですね根本的に考えられて応急の措置はストップされたらどうかと、区画整理できちんとやってほしいという意見があるんですが、その辺はどういうふうにご考えておられるかお聞きしたいんですが。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 田邊委員のご質問でございますが、確かに江の河原地区につきましては、今、圃場整備の話はあります。ですからそれぞれ被災された農家の皆さんと話し合いをする必要があると思っております。圃場整備後もその施設が生きるという施設は復旧したほうがよろしいと思うんですが、圃場整備することによってその施設が全く別のものになるという所につきましては、地元の方とよく協議してどのように復旧するか、あるいは借り復旧するかということをごすね今から詰めたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 確かに次長さんが言われるそのとおりだと思います。それからちょっと市長さんにお伺いしたいんですが、今度の災害です市それから被害者一体となっているいろいろ取り組んで大変ご苦労だったと思うんですが、土木工事というのはものすごく膨大な金がかかりますね。先程の市長の説明でもだいたい50億ぐらいかかるだろうと言われてます。特に農林業関係、特に林業の林道なんかですね非常に今回傷んでますし、それから厚狭川の支流のまた支流の山間

地の要するに谷間の水路ですね、これは今までの水路はですね約5倍とか10倍ぐ  
らい拡大して、しかもその土石流を下流に押し流してると。今大変危険な状態にな  
ってると思うんですよ。ですからその辺まで含めるとですねおそらく100億くら  
いかかるんじゃないかと思うんです。ところが非常に今市長さんも説明ありました  
ように非常に財政も厳しい。そういう中でやる上に置いて根本的にですね目先のこ  
とだけではなくて、当面今被災者の被害のあるところは当然応急措置をしなければ  
ならないけどですね、やはりこの際根本的にやる必要があるんじゃないかと思いま  
す。例えば重安地区におきましてですね齊藤次長といろいろやったんですけど、  
去年の災害のことでですねいろいろあれしたんですけど、今回の水害の状態を見ま  
すとですねとても小さな容量では間に合わないような状態が各地であるわけです  
ね。ですからそういうところはやはり砂防ダムをこしらえたり、やはり根本的なこ  
とを解決しないと大変私は二重投資になるんだと思います。大変予算の苦しいとき  
ですから、やはりいかに有効に可及的速やかにやるかということが大切だろうと思  
いますので、その辺は一つ十分配慮して頂いてですね土木工事を執行して頂くよう  
にお願いしたいと思いますので、その辺の意見を一つ聞きたいのが一つと。それか  
ら本会議でもありましたけど、急傾斜地ですけど僕は非常に矛盾点があると思うん  
です。一つは5件以上ないといけないということであればですね、非常に今緊急を  
要して絶対危険な防止工事をやらなければいけないような崩壊してですねそういう  
ところと、全然関係ないところでも5件以上ということが無理矢理にですねお願い  
をして判をついてやるような形になるわけですね。そうすると5件とも必ず必要で  
ないところまでやるようになる。一方非常に危険な、例えば重安の例ですけど急傾  
斜地で中では2、3件やらなくてもすむそれが確かに1億か2億ぐらいあったと思  
うんですよ。ところが重安の重安橋の家があるんですが、あそこはですね今回の水  
害で道路はちょうど車はシャーシの所まで、316は浸かりましたし、それから奥  
から谷間から出る水は床下、それから倉庫完全に水浸しにしてるんですね。それが  
5、6年前からお願いしてるんですけど、なかなかそういうところはたまたま重安  
の急傾斜地から線路の向こう側ですから100m近くかかっているんですけど、最初  
にお願いをされたんですね。でもなかなかそういうルールがあって取り組んで頂け  
ないということがあるわけですけど、やはり大事なことですね今非常に危険なとこ  
ろからやっていくべきだと思うんです。ですから岩本議員の質問がありましたけ

ど、ぜひその辺はですね部長さん中心になりましてですね一つ県にぜひお願いをしてですね必要なところからやるようにですねそういうことをすればですね経費も節減できますし、本当に困ってる方が助かるんじゃないかと思しますのでよろしくお願いいいたします。ちょっとその辺のご意見も聞きたいんですけどよろしく。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 田邊委員さんの前半の質問でございますが、地域によって抜本的に見直す工事をされたらどうかというご質問だったかと思えます。この度農林課、建設課で取り組もうとしてるのは災害復旧工事で取り組もうとしておりますので、大幅な変更というのはなかなか難しい事業と思っております。それから治山堰堤、こういったものをですね県等に要望して適切な箇所に設置していくよう要望したいというふうに思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 急傾斜についての本当に重要なことということでご質問ですが、これまで急傾斜対策事業につきましては、数年前に作成されました地図から土砂災害等の危険性があるものを、地図的に位置を落として啓発等していた状況です。それで実際問題地域からの声が上がったときに5戸以上、10戸以上ということで国庫事業になったり、10戸以上で若干負担が増えたりとか、2戸とかで制限がいろいろあります。今現在県のほうで実際に測量をかけて22から3箇年で実際の地形を測量しまして、本当に急傾斜で危険度の高いところを指定をかける方向で今後進む方向になってます。これまでににつきましては地図上で机上で落としたもので参考ということで申請によるもので、委員言われる若干の本当に緊急性があるのかというものに若干ございましたけど、今後その方向で今あるということで対応するようになっていくと思しますので。以上でございます。

委員（田邊諄祐君） 期待しますのでよろしゅうお願いします。

委員長（佐々木隆義君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） 今までの本会議で大変意見もたくさん出ましたし、市長の答弁もですねなかなか苦労されておりながらもいいとこまでいってるんじゃないかと思っておりますが、私自身が建設業やっておる関係でいろいろ災害の応急措置行ったわけですね。そしたら今の急傾斜の問題もありましたけど、裏山が崩れてると、ほとんど家1軒しかないわけですね。そういったとこで土砂を取り除くのに

は補助金を出そうと。取ったあとのですね泥をのけるだけであと危ないまま置いておくわけですね。その辺がちょっと心配でもう夜の目も寝られないという方もおられます。そしてわずか何十万のお金でも補助金がいくら貰えるかなと。お宅に泥をのけて頂いてもお金が払えんと困るから、その辺ちょっとどうでしょうかとか盛んに言われるわけです。先程市長が300万円ぐらいまでは何とかいろいろ考えておると。通常100万円までのをですね拡大してある程度のその辺の線引きとか一概に全部300万ということではないでしょうけど、その辺の線引きの仕方とそういうことをどこまで補助が出るとかというのをですね知りたいと市民の方が知りたいと。そしたら安心してお願いができるというのがあるということもありまして、その辺の線引きを少し教えて頂きたいのと。あと田んぼが埋まっておるからもう止めたいと。ほとんどこの度の災害、失礼な言い方ですけど街中はほとんど災害が起きてません。周辺の山の中のこれほとんど美祢市の農業政策では重要な農業のですね生産になっておると思うんですが、その辺も今度は生産への対策、そういったものも出てくるんじゃないかと思います。農協の共済とかいうのもありますから多少のことは助かると思うんですけど、もう農業を辞めたいというのがたくさん出ております。そういった面も踏まえてちょっとご意見等最初の質問と合わせて回答お願いしたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 有道委員の今の災害にかかる補助金の件ですがね、先程本会議場で縷々ご説明を申し上げたけども補足をする意味で再度申し上げます。100万の補助というのは、あそこで申し上げたけども他市に例がないぐらいの補助額です。上限が100万ということですね。これは裏山の封土が崩れて住んでおるお宅の敷地内に入ったということで、その崩土について除去するお金を100万円を限度に補助しましょうということですね。そして今回私が政策的に補助事業として新たに実施しようとしておるのはですね、非常に生活そのものに大きなダメージを受けられたご家庭、ご世帯があるということですね。それを市としてパブリックの立場で公共の立場でお助けをして新しく生活ができるような道筋をつけて差し上げたいという思いで上限を300万円で9割補助ということですね。じゃあその線引きはどうかということなんですが、今の裏山崩土のことについても、それが例えば居宅のほうに押し寄せて家そのものが土砂が入り込んで住めなくなったという

ふうな状態ですね。そうするとその件については生活再建のための新しい補助事業ですから補助金交付要綱を作らせていただいてそして実施をするようになりますけれども、細かいことはそこで決めます。そしてまた補助金としてやるからには議会のほうにお出しをして、議会で議決を賜ってそして執行しますけれども、詳しいことはその時に申し上げますけども、基本的にはですね、今、市の職員が災害を受けたところ受けられたところ今調査に廻っておるといふふうに申し上げた。まだきょうも行ってます。ずーとやってます。その調査をした結果、点数は平等にその世帯世帯被害を受けられた世帯の数値が出て参ります。そしてその中で半壊以上になったご世帯について住居がですね住屋が世帯については新たに300万上限として9割補助で補助金をお出しする制度を私の責任において政策的な補助金として今作ろうと今早急にやる（発言する者あり）そういうことです。生活復旧のための補助金ということです。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 有道委員の質問の中にあつたと思うんですが、泥をのけたあとが少しまだ心配だということだと思つてなんですが、これは非常にケースバイケースであると思うんですが、これらは市の職員よりは地元と協議しまして次の土砂が崩れないような簡単な土嚢もしくははしがら程度はその中に入れて復旧をするということにしていますので、線引きは非常に難しいですけども、止む得ない場合はそういった処置をしてそこまでやるという考えであります。それから田の中に土砂が入って営農意欲がなくなったという方がおられるということでございますが、当然災害復旧をする場合には農地、農業施設負担金等が伴いますので必ず地元の方と話し合いすることになります。ですから例えば田の泥を除けるのが40万円以上になりましたらこれは公共災害に該当しますので、公共災害にかけます。それで40万にいかない分につきましては市の単独災害で対応することになりますが、負担金は少し違いますけど、いずれにしても農家の皆さんと話をしてどこまで復旧するか、この田はおいとく、この田は復旧するそういうのを詰めてですねもう一人一人、1枚1枚話し合いをすることになります。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） ありがとうございます。今私が申し上げたのは、それもありますし、農業のほうの生産に関する損害とかいうのがどうなってるのかというの

と、もう一つちょっと聞き忘れたんですけど、裏山の災害が土砂を除けると、除けたあとのまた今年度に供えるために石垣でも作るとか仮にありますよね。それは全部自己負担ということで理解してよろしいんですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 只今のご質問でございますが、小規模治山事業というのが確かにあります。昨年十数件お願いしたんですが、1件ほど県の採択になりました。今年も7件お願いしましたけど1件ほどついております。ですからこの度90件ぐらいが該当する、もうちょっと少ないかもわかりませんが、該当すると思いますが、いずれにせよ対象にはなるけど県の予算が付いてこないということで実際には対応できないということになりますので、自分でやるということになるとやはり自己負担になるうかと思いますが、そういう状況です。ちょっと難しい制度はあるけれど県の予算が付いてこないということになってますので、我々としても県のほうにこれだけの被害を受けたんだから予算を配分してほしいということは当然要求しますけども、農家の皆さん裏山の崩壊した皆さんに何時いつまでできますよという話はなかなかできにくい状況にあるということです。（発言する者あり）これは県の事業ですので、県の方に見ていただいて対象になるならんというのを判断して頂きます。それと営農の機械とかいうのが被災したという場合でそういう措置、あるいはビニールハウスが倒壊したからということかも解りませんが、これにつきましては直接こちらのほうで対象となるということはない、共済のほうではあるかも解りませんけども農林課のほうでということはないです。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 有道委員の同じ質問で、先程農政の関係の小規模治山、または激甚になれば林地崩壊防止施設とかいう治山事業がございます。それと国庫省のほうで先程も言いましたけど、崖崩災害緊急対策事業これも同じく県費補助です。それで市の事業ではございますが、県の補助が50%ということで、それも先程の農政と一緒にですがその獲得に向けて頑張っておるところでございます。合わせて二本立てで事業があるということで、それでその要件としましては、国庫省のほうにつきましては人家が二つと確実に二ついると。それも所用の5m以上で傾斜度が30度以上とか少々いろいろあって物件ごとの調査に入ります。それもあるということでご説明申し上げます。以上です。



委員長（佐々木隆義君） 他に。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 1点ほど市の建設課としても大変対応が忙しかったと思うんじゃが、一応急遽ねこういうのが出てきちゃせんかと思うんじゃが、査定を受けるわけいね公共債とか単独県費とか、市についちゃあ市長の権限である程度の多めに写真撮ってそこを動かっしょくとちょっと査定がとれん査定にかけられん場所がある何箇所かあると思う。そして写真をとっちゃってそれを生かして査定官に見せて、こういう応急措置をやらんやいけんから写真を見せてこれでもとこういう状態で崩れちゃったですよと、こういうことで認定が査定官が認めるか認めんかということやが、私らのときには認めてくれよったが、今どのようなシステムになっちょるかしらんが、そうでないとね災害を受けた査定を受けるまではちょっといろうてもろちゃいけんよと、泥を動かしてもろうてもいけん。なにしちゃいけんとかこういう条件がいろいろつきよったんじゃが、その辺について今どういう対応されちよるか。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 只今の委員さんの質問でございますけど、今回の災害でも幹線道路で道路が大きく被災したところは、写真等や道路の幅員等事前に撮っておいて測量等も済ませまして、応急工事やって現在片側交互通行で開通してるところも数箇所あります。そういうところもあるということでご報告申しあげます。

委員（河村 淳君） そういう応急をいろうてもいいということで写真判定でやってもらうちゅうことじゃが、大変いいことじゃが、要は道路関係にはそういうこともできようが、田んぼなんか崩れたのがあるいの。道路がね。これをどの程度認めるか認めんかちゅうことじゃけど、田んぼ、田んぼが崩えた場合。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 田の中に表土が入った分ですが、これは現在の所まだはっきり解りませんが田んぼの中のごく一部ですので、なかなか除けるというのがむづかしい。現在は田んぼにつきましてはおいていただいて写真をきちっと撮りたいというふうに思っておりますが、例えば排水路で排水路が1 m以上の川が埋まって二次災害を起こしそうだ、もしくは用水路が泥が詰まって田んぼに水がとれない。あるいはため池等ありますが、そういう場合は緊急に対応をして写真

は撮っておいて査定に認めて貰えるか認めて貰えないかはあと査定官次第ということになるかと思います。

委員（河村 淳君） これが最後じゃが、一応この度の災害はこれはあくまでも補正予算は中間的なこれは予算じゃろうと思うんじゃが。これが最終的に災害の最終報告というか、最終査定というか、いつ頃だいたいできるような予定か。これは中間的な補正予算じゃろう。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 土木災害につきましては今回の災害につきましては、8月30日の週から3週間にわたって入る予定になっております。今後また災害等がなければそれに合わせて9月補正で全部というのは大変難しいですが、状況を見ながら2箇年、また3箇年で対応できる予算を補正予算で上げて参りたいと思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 農林課関係でございますが、査定が6月に集中豪雨がありましたので、その査定が9月にあります。今回7月15日の災害が9月末から10月もしくは11月にかかるかも解りませんが、その間で査定が行われますので、査定が全て済んだあとそれから実施設計を組んで発注ということになりますので、早くても11月もしくは12月になるかなと思っております。それから予算につきましては、今調査しておりますが、9月議会で復旧の予算を計上したいというふうに思っております。

委員長（佐々木隆義君） 他に。はい、有道委員。

委員（有道典広君） ちょっと聞き漏らしたんですけど、今災害があるんだけどお金払うからお金がないから市に言わないという人が何名かおられるんですよ。補助金がこれだけ出ますよとはっきりこちらから説明できるかもしれませんけど、きょうもしそういうこと知られて再度申し込もうといったときの期限とかあるんですか。いつまで災害の申請をして下さいと、それだけ教えて。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 農林課関係でございますが、先程申しましたように9月の中旬に査定という行為が行われますので、それまでに市のほうが全部書類を出さなくてははいけませんので、先日は1件だけだったら対応できるんですけど、

どーときたら対応できませんので、8月の半ばぐらいまで、盆ぐらいまでにはですね最低教えてもらわないと査定の準備ができませんので、早ければ早いほどいいんですけど、どーと間際になってどーと出されても市が対応できませんので、日にちというのは何日過ぎたらだめですよということは言えませんが（発言する者あり）単災の分につきましてはそれは（発言する者あり）遅れても単災の分につきましては、それは地元申請ですから少し遅れてもかまいません。

委員長（佐々木隆義君） はい、萬代委員。

委員（萬代泰生君） 1件ほどお願いなんですけれども、これは対した金額じゃないと思うんですが、今回床下浸水なんかをされた家庭も相当数あります。日頃今回のように家庭に水が来るなんていうことは考えたこともなかったということなんですけど、今回初めてそういう状況が起こって参りまして、やはり自分で自分の家は守っていかなくては行けないという意識は高まったと思うんですよね。そういう状況の中で床下浸水の場合ですねある程度土嚢が自分で用意がしてあればある程度家の中に入るの防げたんじゃないか、そういう家庭もたくさんございます。できたら土嚢袋と申しますか、それほど金額かさむものじゃないと思うんで、例えば出張所等に自分を取りに行けばそこで貰えるというか、準備をしておいて頂けると自分自身がその土嚢袋に土を詰めて自分の災害対策も準備できるんじゃないかというふうに思うんですが。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 萬代委員非常にいいことおっしゃいましたね。というのが良く公助・共助・自助という言葉がありますけれども、公がやること、みんなが助け合ってやること、そして自助はご自分で自分たちの世帯、身を守るということですね。今回のような大災害が続く限りこの公助の部分、本会議場でも申し上げましたけれども公が持ってる金というのは限りがありますので、全てそれで賄うということはおそらく不可能だろうと思います。国レベルでも県レベルでも基礎自治体レベルでも、そうするとこういうふうなゲリラ豪雨が頻繁に起こるようであればその自助の部分もしっかりやって頂かなくちゃいけないというのは確かだと思います。というのは具体的な土嚢の話なんですけれども建設経済部が1,000ぐらい。

建設経済部長（伊藤康文君） 建設経済部では当然、道路・河川等にかかるものの利用ということで、道路等の隣接の民家にも使いますが、その考えで備蓄しており

ます。

市長（村田弘司君） それから消防関係ですね、消防が500袋程度は持っております。それで対応をするということその辺の確認をさせてもらっております。今のご家庭の分ですね、それはやはり自助に当たるんじゃないかという分じゃないかと思えますね。その共助・公助に当たる部分にはですね今申し上げたように1,500袋程度は準備をしております。今回もそれを出動させて使わせて頂きましたけれども、今回の場合はある程度厚保周辺に被害が集中しましたけれども、このゲリラ豪雨はですね美祢市全域にこの厚保周辺に近いような被害をもたらした場合ですね、ということでもしですね事前にそういうふうな雨が来るようなことがあれば袋、何袋必要か解りませんが、その袋を買われてやるということも必要かというふうにも思えますね。ちょっと財政状況考えさせて、こっちも考えさせて下さい。

委員（萬代泰生君） はい解りました。只今市長がご答弁いただいたことが市民の皆さんには、そういうことなのかと、何でもかんでも市に言うてもやって貰えないんだなと言う意識もまた生まれて来るんじゃないかと思うんですよね。そこら辺で何でもかんでも市に言えばやって貰えるんじゃないかという意識は少し考え方変えていただかないといけないということであえて申し上げました。ありがとうございました。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原副委員長。

副委員長（馬屋原眞一君） 今の土嚢にかかる問題でですね消防団の関係なんですけども、実は消防団各部隊にはですね土嚢は一応配布されてます。また本部にもあります。あるのはいいんですけども今回のように他の部隊から聞いたんですけども、緊急性が要する場合実は真砂をどこにも貯蔵しないんですよね。2トン車いっぱいでも3、4,000円ぐらいしかしないと思うんですけども、東部出張所でも消防署は場所が狭いからどっか他の所とは市内にですねやはり部隊の者がですね、緊急性を要するときに砂を取りに行く場所をですねあれば助かるがという話を聞いております。普通雨が降り始めたら土嚢自体を少なくとも50ないと100ないと常に用意しておいて取りに行ったらすぐ使えるようにしないと間に合わない、わざわざ袋があっても砂がなければ何もならんわけで、水がたくさん出ているときに、特に大嶺、伊佐なんか泥がないと思うんですよね実際は。車も通れません。そういう

ときにですね本部に行ったときにですね、そんなものはないと言うことであったようでありますので、今後そういうふうなことも検討に入れてたいした金額じゃありませんので、砂を常駐するところを検討していただいて、部隊に徹底をするという方向のことも考えていただきたいというふうに思っております。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今回のケースは先程萬代委員のケースと違いまして、公助・共助に当たる分ですね。袋は備蓄していただいておりますけれども真砂の問題ですね。きょうも本会議場で申し上げたように今回のこのケースは非常に教訓になっていますので、その辺も含めましてきょうはここに消防長はおりませんけれども、考えさせていただきたいというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 質疑はないようですので、それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして本日の本会議での本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。以上で終わります。

午後2時48分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年7月30日

建設観光委員長 佐々木隆義